

# 参 考 資 料

- 【資料1】 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
日南市準備委員会会則
- 【資料2】 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
日南市準備委員会推進体制
- 【資料3】 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項
- 【資料4】 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
(宮崎県)募金・企業協賛基本方針
- 【資料5】 (宮崎県)「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」花いっぱい運動全体計画
- 【資料6】 花いっぱい運動(花リレー)の進め方・年次計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
日南市準備委員会会則

令和5年7月11日  
設立総会決定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、日南市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 日南市を代表する者
- (2) 日南市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、日南市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下、「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

#### （常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
  - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
  - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
  - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
  - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果必要に応じて次の総会に報告する。
    - （1）総会から委任された事項に関すること。
    - （2）専門委員会の設置及びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
    - （3）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
    - （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
  - 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

#### （専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
  - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
  - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

### 第4章 会長の専決処分

#### （会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

### 第5章 事務局

#### （事務局）

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、日南市産業経済部観光・スポーツ課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

### (委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

### (解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この会則は、令和5年7月11日から施行する。

### (経過措置)

2 準備委員会の令和5年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和6年3月31日までとする。

### 附 則（令和6年4月1日改正）

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会  
日南市準備委員会会則

令和 5 年 7 月 1 1 日  
設 立 総 会 決 定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、日南市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 日南市を代表する者
- (2) 日南市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 常任委員 3 5 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、日南市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下、「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

#### （常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
  - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
  - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
  - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
  - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果必要に応じて次の総会に報告する。
    - （1）総会から委任された事項に関すること。
    - （2）専門委員会の設置及びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
    - （3）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
    - （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
  - 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

#### （専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
  - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
  - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

### 第4章 会長の専決処分

#### （会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

### 第5章 事務局

#### （事務局）

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、日南市産業経済部観光・スポーツ課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

### (委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

### (解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この会則は、令和5年7月11日から施行する。

### (経過措置)

2 準備委員会の令和5年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和6年3月31日までとする。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
日南市準備委員会推進体制

総会【審議・議決】 ※第11条関係

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1) 競技会の開催運営に関する基本方針 | (4) 予算及び決算         |
| (2) 会則の制定及び改廃        | (5) 常任委員会に委任する事項   |
| (3) 事業計画及び事業報告       | (6) その他重要な事項の審議・決定 |

委任



報告

常任委員会【審議・決定】 ※第12条関係

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 総会から委任された事項      | (3) 総会を招集するいとまがない緊急事項 |
| (2) 専門委員会の設置・付託・委任事項 | (4) その他委員長が必要と認める事項   |

付託・委任



報告

専門委員会【調査・審議】 ※第13条関係

常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告

※第1回常任委員会にて審議・決定するため現段階では予定

- 総務企画委員会：総合計画、財務、広報、市民協働、歓迎、接伴など
- 競技式典委員会：競技会場、施設整備、式典など
- 宿泊衛生委員会：宿泊、医事、食品環境衛生など
- 輸送交通委員会：輸送、交通、警備、消防防災など

準備委員会事務局

日南市産業経済部観光・スポーツ課内

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

令和5年7月11日  
第1回総会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会則  
第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
(宮崎県) 募金・企業協賛基本方針

令和4年2月14日

第9回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を宮崎県で開催するにあたり、県民総参加型によるおもてなしの心あふれる大会の実現を目指すとともに、大会の周知と機運の醸成を図り、円滑な開催に資するため、県内外から幅広く協力を得て、次のとおり募金・企業協賛を実施する。

1 募金

すべての県民が大会にかかわる機会となる県民運動やボランティア活動、また、大会の開催を契機として、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりの推進を多くの方に支えていただくため、県内外の個人、企業及び団体を対象として寄附金を募るものとする。

2 企業協賛

大会周知のための広報活動や大会の準備・運営を支えていただくため、県内外の企業・団体等を対象として、協賛金及び物品・役務等を募るものとする。

## (宮崎県)「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」花いっぱい運動全体計画

令和5年10月5日  
国スポ・障スポ県準備委員会事務局  
(国スポ・障スポ準備課)

## 1 目的

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」(以下「両大会」という。)では、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会の開催を目指して県民運動を展開することとしており、花いっぱい運動はその取組の一つである。各会場、沿道等を花で飾り、選手、監督をはじめとする全国からの来県者を“おもてなしの心”で歓迎する。

## 2 進め方

- (1) 県民一人ひとりや各種団体の自主的な取組を基本とする。
  - (2) 県は、推奨花を決定し、種袋配布や花育てガイド制作による啓発活動を実施する。
  - (3) 県は、育苗機関等と連携し、試験栽培、推奨花の育苗を行う。
  - (4) 県は、両大会開・閉会式会場、県主催競技会場、空港、駅等の主要施設、アクセス道路等を飾花する。
  - (5) 県は、市町村と調整した花苗、プランター等(競技会場分)を準備し、各市町村へ配付する。
  - (6) 市町村は、飾花計画を作成し、育成団体と連携し、花を定植・育成・管理を行い、リハーサル大会会場や当年の競技会場、その会場周辺、アクセス道路を飾花する。
- ※ (3)~(6)の流れを「(仮称)花リレー」と称する。

## 3 県、市町村、育成団体の役割分担

## (1) 県

- ア 推奨花の選定及び試験栽培
- イ 花苗、培養土、プランター等の調達
- ウ 開・閉会式会場及び県主催の競技会場周辺、空港、駅、主要アクセス道路等の飾花  
・ 業者委託(設置・管理・撤去)
- エ 花いっぱい運動の啓発(種子袋の作成・配布)、花育てガイド制作
- オ デザイン飾花の検討・依頼

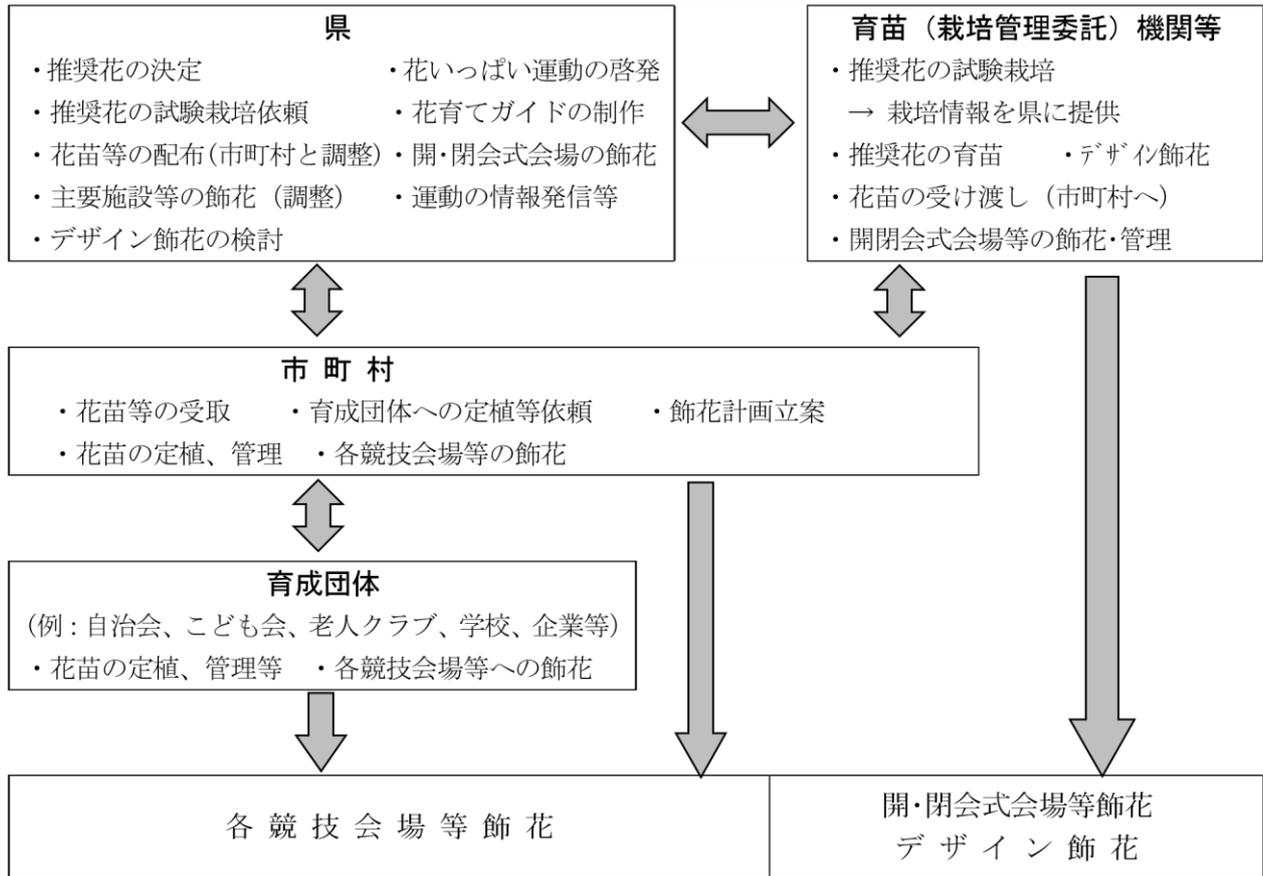
## (2) 市町村

- ア 飾花計画の立案
  - ・ 育成団体の募集、選定。
  - ・ 花設置場所の検討、設置管理者との調整。
  - ・ 競技会場及びその周辺の飾花。
  - ・ 花の育成、運搬、管理、大会後の処分方法の検討。
- イ 花苗、培養土、プランター等の調達
  - ・ 県から一部配布予定。推奨花に加え、市町村の花等の活用可。
- ウ 花苗等の受け取りと育成団体への配付

## (3) 育成団体(自治会、子ども会、老人クラブ、学校、企業等)

- ア 花の育成、管理
  - イ 花苗、培養土、プランター等の調達(※既存の取組等との連携)
    - ・ 市町村からの配布に加え、独自に調達。

## 推進イメージ



## 4 スケジュール

4年前	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課・関係団体、機関との相談・調整</li> <li>・全体計画の策定</li> <li>・市町村への全体計画説明(11月開催:市町村担当者会議)</li> <li>・試験栽培、花苗栽培依頼</li> <li>・推奨花の決定(2月開催:広報・県民運動専門委員会)</li> </ul>
3年前	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験栽培(大会期間を見据えた栽培)及び活動の記録、課題等の検証</li> <li>・花育てガイドの制作(HPで公開)</li> <li>・次年度の(仮称)花リレーに向けた市町村への必要資材調査</li> </ul>
2年前	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)花リレーの実施(実証栽培)及び活動の記録</li> <li>県→市町村→定植の流れの確認、課題等の把握(8~9月に市町村へ)</li> <li>・種子袋作成・配布(PR用)</li> <li>・デザイン飾花の検討・依頼</li> <li>・次年度の(仮称)花リレーに向けた市町村への必要資材調査</li> </ul>
1年前	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)花リレーの実施(リハーサル大会)及び活動の記録</li> <li>県→市町村→定植・飾花の流れの確認、課題等の把握(8~9月に市町村へ)</li> <li>・種子袋作成・配布(PR用)※最終</li> <li>・当年度に向けた(仮称)花リレーに向けて市町村への必要資材調査</li> </ul>
当年	令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)花リレーの実施(本大会)及び活動の記録</li> <li>・デザイン飾花の実施(開閉会式会場)</li> </ul>

## 参考 先催催の取組

### (1) 競技会場等の飾花



### (2) 開・閉会式会場等の飾花



### (3) デザイン飾花



2014 長崎大会より  
※写真は諫早農業高校制作  
他4校が学校単位で製作し展示した。



2017 愛媛大会より  
※写真は伊予農業高校制作

# 花いっぱい運動(花リレー)の進め方

令和6年度  
モデル団体を指定

(イメージ)

## 育苗機関

(想定)  
農業系高等学校  
県立農業大学校・南九大  
みやざき公園協会  
県内花苗生産者 等



播種・育苗

## 市町村



苗の受取  
飾花計画立案  
育成団体との調整  
競技会場の飾花  
花の定植・管理等

## 育成団体

(想定)  
自治会・こども会・学校  
老人クラブ・企業等



花の定植・管理等  
競技会場の飾花

## 飾花



各競技会場、沿道  
等を飾花

連携

# 年次計画(案)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	大会3年前	大会2年前	大会1年前	大会当年度
育苗機関 (日南振徳高校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推奨花の試験栽培</li> <li>・栽培データの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗</li> <li>・課題の把握と検証</li> <li>・市町村へ花苗の受け渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗</li> <li>・課題の把握と検証</li> <li>・市町村へ花苗の受け渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗</li> <li>・市町村へ花苗の受け渡し</li> </ul>
市町村  (日南市) (育成団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飾花計画策定に着手 (育成団体、花の種類等)</li> <li>・<b>育成モデル団体の選定</b></li> <li>・<b>育成団体との調整</b></li> <li>・R7資機材調査回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花苗の受け取り</li> <li>・<b>育成団体の指定と拡充</b></li> <li>・<b>プランターへ定植・管理 (育成団体との連携)</b></li> <li>・課題の把握と検証</li> <li>・飾花計画のブラッシュアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花苗の受け取り</li> <li>・<b>プランターへ定植・管理 (育成団体との連携)</b></li> <li>・<b>リハ・イベント会場等に飾る</b></li> <li>・課題の把握と検証</li> <li>・<b>飾花計画策定(最終)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花苗の受け取り</li> <li>・<b>プランターへ定植・管理 (育成団体との連携)</b></li> <li>・<b>本番会場等に飾る</b></li> <li>・課題の把握と検証</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗機関への資機材提供</li> <li>・花育てガイドの制作</li> <li>・R7資機材調査集約及び配分調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗機関への資機材提供</li> <li>・種子袋作成と配布</li> <li>・R8資機材調査集約及び配分調整</li> <li>・開閉会式会場及び空港等飾花計画策定に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗機関への資機材提供</li> <li>・種子袋作成と配布</li> <li>・R9資機材調査集約及び配分調整</li> <li>・飾花計画策定(最終)</li> <li>・開閉会式会場デザイン飾花調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗機関への資機材提供</li> <li>・種子袋作成と配布</li> <li>・開閉会式会場及び空港等への飾花</li> </ul>